

指定管理者制度における 物価等スライド制度に関するガイドライン

令和8年3月
周南市

1. 導入の経緯

本市の指定管理者制度においては、原則として物価変動によるリスクは指定管理者の負担としてきたが、令和4年度の光熱費高騰の際には、通常想定することのできない物価等高騰と判断し、不測の事態と位置づけて補正予算を編成し、指定管理料を増額する対応を取った。

令和4年度の例のように、市が物価高騰等に全く対応しないわけではないものの、基準が曖昧であり、指定管理者からも物価高騰の際にどの程度市が対応するのかが不明確であるため、指定管理者として参画することに不安を覚えるという声も聞かれた。

こうしたことから市としての対応を明確にし、全ての施設で同様の対応が行えるようにするとともに、指定管理者にも安心して参画してもらえるようにこのガイドラインを定める。

2. 制度の概要

(1) 対象施設

指定管理者制度を導入する全ての施設。ただし PFI 等によって別に物価等のスライド制度が定まっている施設についてはこの限りではない。

(2) 導入時期

令和8年度から。ただし、令和8年度以前に協定書を結んでいる施設への導入については、指定管理者との協議による。

(3) スライド額の積算手法

後段『6. 指定管理料の計算例(スライド額が毎年1%上昇した場合)』参照。

(4) 指定管理料への反映時期

指定管理2年目から指定管理料へ反映する。

(5) 留保条件

ア 変動率が±1.5%を超えるまでは、指定管理料の変更は行わない。

イ 施設所管課、指定管理者双方協議のうえ、指定管理料の変更を行わない旨に合意した場合は、指定管理料の変更は行わない。

(6) 対象経費

指定管理料に含まれる全ての経費。ただし、物価変動等による影響を受けないと考えられる経費については対象外とする。

3. 賃金水準変動についてのスライド基準

(1) スライドの対象

本スライド基準が適用されるのは指定管理者が直接雇用し、給与等を支給している者の人件費(給料、法定福利費等)とする。

(2) スライド金額の算定に使用する指標

ア 無期雇用の常勤職員の場合

山口県人事委員会が毎年公表する「職員の給与等に関する報告及び勧告」

イ ア以外の職員の場合

山口県の最低賃金

(3) 変動率の算定方法

ア 無期雇用の常勤職員の場合

X年度の民間給与と特別給の合計額とX-1年度の民間給与と特別給の合計額を比較し、変動率を算定する

イ ア以外の職員の場合

X年度の最低賃金とX-1年度の最低賃金を比較し、変動率を算定する

(4) スライド額の算定 ※(後段6. スライドの計算例の(a)に該当)

2年目は対象職員の初年度の事業計画上の給与等の額に変動率を乗じた額

3年目以降は前年度のスライド額を含んだ給与等の額に変動率を乗じた額

4. 物価水準変動についてのスライド基準

(1) スライドの対象

『3. 賃金水準変動についてのスライド基準』の適用対象ではない指定管理関係費用。ただし、毎年経常的に支出する経費を対象とし、数年に一度支出が必要なものについては、対象額から除く。

(2) スライド金額の算定に使用する指標

日本銀行統計局が公表する企業向けサービス価格指数(「総平均(除く国際運輸)」)

(3) 変動率の算定方法

指標の前年の9月から当該年8月までの1年間の平均値と前々年の指標の1年間の平均値を比較し、変動率を算定する。

(4) スライド額の算定 ※(後段6. スライドの計算例の(b)に該当)

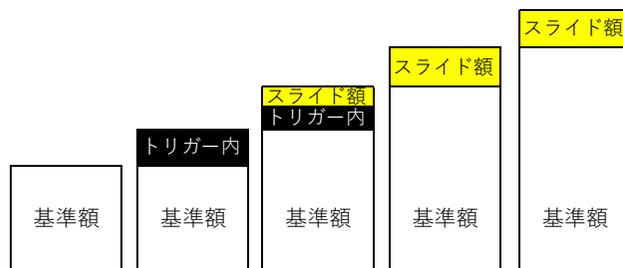
2年目は対象の費用の初年度の事業計画上の物件費等の額に変動率を乗じた額

3年目以降は前年度のスライド額を含んだ対象費用の額に変動率を乗じた額

5. 指定管理料の変動

『3. 賃金水準変動についてのスライド基準』及び『4. 物価水準変動についてのスライド基準』のそれぞれで計算したスライド額の合計金額に基準額を足した額が指定管理開始当初の指定管理料の±1.5%を超えた場合に追加支給又は減額支給を行う

6. 指定管理料の計算例(スライド額が毎年1%上昇した場合)



期間	1年目※	2年目	3年目	4年目	5年目
基準額(A)	1,000,000	1,000,000	1,010,000	1,020,100	1,030,301
増額トリガー基準額(B)	1,015,000	1,015,000	1,015,000	1,015,000	1,015,000
減額トリガー基準額(C)	985,000	985,000	985,000	985,000	985,000
スライド額(D)=(a)+(b)	-	10,000	10,100	10,201	10,303
トリガー比較額(E)=(A)+(D)	-	1,010,000	1,020,100	1,030,301	1,040,604
増額支給額(F)=(E)-(B)又は 減額支給額(F)=(E)-(C)					
※トリガー比較額が(C)を上回る又は(D)を下回らない場合は計算しない	-	-	5,100	15,301	25,604
指定管理料	1,000,000	1,000,000	1,005,100	1,015,301	1,025,604

※1年目は調整を行わない

※バックグラウンドで(a)、(b)の計算が必要だが、ここでは省略

7. 導入から運用の流れ

- (1)施設所管課が募集の際に募集要項等にスライド条項について明記する
- (2)債務負担行為には、金額に加えて文章で物価高騰等による増額の可能性について明記する
- (3)基本協定書にスライド条項を明記する

(4)初年度については、指定管理者は事業計画書を提出し、事業計画書をもって基準額を決定する

(5)指定管理統括課は賃金、物価等の各変動率を算定し、施設所管課へ通知する

(6)施設所管課は次年度の予算要求前に指定管理統括課から通知のあった各変動率を基にスライド額、指定管理料の額を確定し、指定管理者へ通知する(予算議決前のため、予算の議決を前提とする旨記載すること)

(7)施設所管課はスライド制度による変動額に応じた予算要求を行う

(8)年度協定時に変動後の金額で年度協定を締結する

8. その他

- ・指定管理の開始時期が年度の途中であり、当該年度の物価等の変動を反映した指定管理料で協定を結んだと判断される場合には、指定管理料への反映時期は指定管理3年目からとする
- ・賃金水準変動のスライド制度による増額部分については、できる限り賃金等へ反映するように指定管理者へ促すものとする
- ・前述の3. 4. の各スライド金額を計算する際は、それぞれの指標で計算するごとに1円未満の端数は切り捨てるものとする
- ・精算項目については、指定管理料の増額支給額の割合に応じて増額するものとする
- ・令和8年度から本制度を導入した場合は、指定管理料への増減反映は令和9年度からとする
- ・その他市が再委託先を指定している等、特殊な事情による対応については、周南市、指定管理者双方協議のうえ決定する。